

e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞ 管理会社側サービス利用規定 改定内容

※「改定前」の青字箇所は削除、「改定後」の赤字箇所は変更箇所です。

	改定前	改定後
改定年月	2024年4月改定	2025年2月改定
1(1)②	②契約者の担当者または責任者が支払承認依頼機能により承認依頼がなされた総合振込データについての管理組合における承認状況を照会する機能（以下、「支払承認状況照会機能」といいます）	②契約者の担当者または責任者が支払承認依頼機能により 支払承認 依頼がなされた総合振込データについての管理組合における承認状況を照会する機能（以下、「支払承認状況照会機能」といいます）
1(1)③	③契約者の担当者が管理組合に対して 支払 の承認を依頼する管理費用の証憑書類にかかる電磁的記録を当行所定の方法によりアップロードした後、契約書の責任者が当該電磁的記録の内容を当行所定の方法により確認および確定した上で、当行所定の方法により当該電磁的記録を当該支払承認依頼に添付する（これにより当該管理組合が当該支払承認依頼に対する承認または否認を行う際に当該電磁的記録を閲覧することができるようにする）機能（以下、「ファイル添付機能」といいます）	③契約者の担当者が管理組合に対して承認を依頼する 支払の対象 である管理費用の証憑書類にかかる電磁的記録を当行所定の方法によりアップロードした後、 契約者 の責任者が当該電磁的記録の内容を当行所定の方法により確認および確定した上で、当行所定の方法により当該電磁的記録を当該支払承認依頼に添付する（これにより当該管理組合が当該支払承認依頼に対する承認または否認を行う際に当該電磁的記録を閲覧することができるようにする）機能（以下、「ファイル添付機能」といいます）
1(1)⑤	⑤契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する機能（以下、「組合管理機能」といいます）	⑤契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する機能（以下、「 管理組合情報照会機能 」といいます）、 契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のパスワード

		<p>ードを初期化することを当行に申請することができる機能（以下、「パスワード初期化機能」といいます）、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のログインIDを当該理事長または担当理事に通知することを当行に申請することができる機能（以下、「ログインID通知機能」といいます）その他管理組合の管理のための当行所定の機能（以下、併せて「組合管理機能」といいます）</p>
1(1)⑦	—	<p>⑦契約者の担当者または責任者が、管理組合による管理組合側サービスの利用の申込に当たり、当該管理組合に代わり、当該管理組合が当行に提出する「e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞申込書 兼 ValueDoor 申込書 兼 手数料引落依頼書」その他の当行所定の様式の申込書（以下、「管理組合側サービス申込書」といいます）の記載事項のうち当行所定の範囲のものを当行所定の方法により端末を用いて入力すること、当該入力内容を当行所定の方法により当該管理組合の理事長と連携すること、当該管理組合の理事長により追加的な入力が行われ、確認された後、管理会社に連携された当該管理組合側サービス申込書を印刷することその他の管理組合による管理組合側サービス申込書の作成に関する事務を当行所定の方法により支援することができる機能（以下、「組合新規申込 Web 入力機能」といいます）</p>
1(1)	—	<p>ただし、契約者が本サービスの利用の申込に当たり、管理組合において管理組合側サービスにおける支払機能（e 承認サービス（マンション</p>

		<p>ン管理組合) <総合振込利用版> 利用規定 (以下、「管理組合側サービス利用規定」といいます) 1.(1)ただし書に規定する意味を有します) を利用しないとする指定を当行所定の方法により行った場合には、契約者は、本サービスのうちユーザー管理機能、組合管理機能、ログ照会機能および組合新規申込 Web 入力機能のみを利用することができるものとします。</p>
1(2)②	<p>②マンション管理委託契約に基づく契約者に対する授権 契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理組合から、管理組合の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払事務等を遂行するために必要な権限 (管理費用の支払にかかる総合振込データの作成権限を含みます) を授与された上、当該権限を行使するものとします (疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理組合に対して当該管理費用の支払承認依頼を行うに当たり、管理組合から当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量を与えられない個別的かつ具体的な委託を受けることはできないものとします)。 契約者は、本サービスの申込時、本利用契約の締結時および本サービスの利用時において、管理組合から当該権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回されることなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p>	<p>②マンション管理委託契約に基づく契約者に対する授権 契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理組合から、管理組合の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払事務等を遂行するために必要な権限 (管理費用の支払にかかる総合振込データの作成権限、パスワード初期化機能の利用による管理組合の理事長または担当理事のパスワード初期化の当行に対する申請権限、ログイン ID 通知機能の利用による管理組合の理事長または担当理事のログイン ID 通知の当行に対する申請権限ならびに組合新規申込 Web 入力機能の利用による管理組合側サービス申込書の記載事項のうち当行所定の範囲の入力および印刷の実施権限を含みます) を授与された上、当該権限を行使するものとします (疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理組合に対して当該管理費用の支払承認依頼を行うに当たり、管理組合から当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量を与えられない個別的かつ具体的な委託を受けることはできないものとします。) 契約者は、本サービスの申込時、本利用契約の締結時および本サー</p>

		<p>ビスの利用時において、管理組合から当該権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回されることなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p>
3(2)	<p>本サービスの利用にあたっては、当行所定のウェブサイトにログインするものとし、ログインした時点においてまず本人確認を行います。本人確認方法は ValueDoor 利用規定に定めるパスワード認証が適用されるものとし、当該方法により本人確認がなされた場合には、当行は、その後の本サービスの利用その他一切の操作、手続、取引等が正当な権限を有する者によるものと認めることができるものとします。</p>	<p>本サービスの利用に当っては、当行所定のウェブサイトにログインするものとし、ログインした時点においてまず本人確認を行います。本人確認方法は ValueDoor 利用規定に定めるパスワード認証が適用されるものとし、当該方法により本人確認がなされた場合には、当行は、その後の本サービスの利用その他一切の操作、手続、取引等が正当な権限を有する者によるものと認めることができるものとします。</p>
4(1)⑤	<p>⑤契約者による支払等承認機能の利用</p> <p>契約者は、当行所定の方法により、管理組合から、管理組合の代理人として、当行所定の範囲において支払等承認機能（e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞利用規定（以下、「管理組合側サービス利用規定」といいます） 1.(1)③に定義します）を利用する権限を授与された上、当該権限を行使することができます。</p> <p>契約者は、支払等承認機能の利用時において、管理組合から当該利用のための権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、支払等承認機能を利用している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるも</p>	<p>⑤契約者による支払等承認機能の利用</p> <p>契約者は、当行所定の方法により、管理組合から、管理組合の代理人として、当行所定の範囲において支払等承認機能（管理組合側サービス利用規定 1.(1)③に定義します）を利用する権限を授与された上、当該権限を行使することができます。</p> <p>契約者は、支払等承認機能の利用時において、管理組合から当該利用のための権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、支払等承認機能を利用している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p> <p>当行は、契約者による支払等承認機能の利用が行われた場合には、</p>

	<p>のとします。</p> <p>当行は、契約者による支払等承認機能の利用が行われた場合には、管理組合による契約者に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく契約者の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすことができるものとします。</p>	<p>管理組合による契約者に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく契約者の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすことができるものとします。</p>
4(2)①	<p>① 支払承認状況照会機能の内容</p> <p>支払承認状況照会機能とは、担当者または責任者が占有・管理する端末の操作により、支払承認依頼機能により承認依頼がなされた総合振込データについての管理組合における承認状況を照会する機能をいいます。</p> <p>なお、契約者は、支払承認状況照会機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により担当者および責任者を登録するものとします。</p>	<p>① 支払承認状況照会機能の内容</p> <p>支払承認状況照会機能とは、担当者または責任者が占有・管理する端末の操作により、支払承認依頼機能により支払承認依頼がなされた総合振込データについての管理組合における承認状況を照会する機能をいいます。</p> <p>なお、契約者は、支払承認状況照会機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により担当者および責任者を登録するものとします。</p>
4(2)②	<p>② 支払承認状況照会の方法</p> <p>担当者または責任者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、支払承認依頼機能により承認依頼がなされた総合振込データについての管理組合における承認状況を照会するものとします。なお、担当者または責任者が、支払承認状況照会機能の利用により管理組合における承認状況を照会することができるのは、当行所定の期間内に限られるものとします。</p>	<p>② 支払承認状況照会の方法</p> <p>担当者または責任者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、支払承認依頼機能により支払承認依頼がなされた総合振込データについての管理組合における承認状況を照会するものとします。なお、担当者または責任者が、支払承認状況照会機能の利用により管理組合における承認状況を照会することができるのは、当行所定の期間内に限られるものとします。</p>
4(3)①	<p>① ファイル添付機能の内容</p> <p>ファイル添付機能とは、担当者が占有・管理する端末の操作により、</p>	<p>① ファイル添付機能の内容</p> <p>ファイル添付機能とは、担当者が占有・管理する端末の操作により、</p>

	<p>管理組合に対して支払の承認を依頼する管理費用の証憑書類にかかる PDF ファイルその他の当行所定のファイルへの記録の方式により記録された電磁的記録（以下、「対象ファイル」といいます）を当行所定の方法によりアップロードした上、責任者が占有・管理する端末の操作により、対象ファイルの内容を当行所定の方法により確認および確定することにより、当行所定の方法により対象ファイルを当該支払承認依頼に添付する（これにより当該管理組合が当該支払承認依頼に対する承認または否認を行う際に対象ファイルを閲覧することができるようにする）機能をいいます。</p> <p>なお、契約者は、ファイル添付機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により担当者および責任者を登録するものとします。</p>	<p>管理組合に対して承認を依頼する支払の対象である管理費用の証憑書類にかかる PDF ファイルその他の当行所定のファイルへの記録の方式により記録された電磁的記録（以下、「対象ファイル」といいます）を当行所定の方法によりアップロードした上、責任者が占有・管理する端末の操作により、対象ファイルの内容を当行所定の方法により確認および確定することにより、当行所定の方法により対象ファイルを支払承認依頼に添付する（これにより当該管理組合が支払承認依頼に対する承認または否認を行う際に対象ファイルを閲覧することができるようにする）機能をいいます。</p> <p>なお、契約者は、ファイル添付機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により担当者および責任者を登録するものとします。</p>
4(3)②	<p>② 対象ファイルの添付の方法</p> <p>担当者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、必要な操作をすることにより対象ファイルをアップロードするものとします。責任者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、担当者がアップロードした対象ファイルの内容を確認および確定した上で、対象ファイルを支払承認依頼に添付するものとします。なお、担当者がファイル添付機能の利用により対象ファイルをアップロードまたは責任者が対象ファイルの内容を確認および確定することができるのは、当行所定の期間内に限られるものとします。また、ファイル添付機能により添付された対象ファイルは、当行所定の期間の経過後、特段契約者に通知されることなく削除されるものとします。</p>	<p>② 対象ファイルの添付の方法</p> <p>担当者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、対象ファイルをアップロードするものとします。責任者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、担当者がアップロードした対象ファイルの内容を確認および確定した上で、対象ファイルを支払承認依頼に添付するものとします。なお、担当者がファイル添付機能の利用により対象ファイルをアップロードまたは責任者が対象ファイルの内容を確認および確定することができるのは、当行所定の期間内に限られるものとします。また、ファイル添付機能により添付された対象ファイルは、当行所定の期間の経過後、特段契約者に通知されることなく削除されるものとします。</p>

<p>4(5)①</p>	<p>① 組合管理機能の内容</p> <p>組合管理機能とは、担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が占有・管理する端末の操作により、管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する機能をいいます。なお、契約者は、組合管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により会社管理者届け出るものとします。また、契約者は、担当者、責任者または会社管理者（副）による組合管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により担当者、責任者または会社管理者（副）を登録するものとします。</p>	<p>① 組合管理機能の内容</p> <p>組合管理機能とは、担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が占有・管理する端末の操作により、管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する管理組合情報照会機能、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が占有・管理する端末の操作により、管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のパスワードを初期化することを当行に申請することができるパスワード初期化機能、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が占有・管理する端末の操作により、管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のログインIDを当行所定の方法により当該理事長または担当理事に通知することを当行に申請することができるログインID通知機能その他管理組合の管理のための当行所定の機能をいいます。</p>
<p>4(5)②</p>	<p>② 組合管理の方法</p> <p>担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会するものとします。なお、担当者または責任者が、組合管理機能の利用により管理組合にかかる当行所定の情報を照会することができるのは、当行所定の期間内に限られるものとします。</p>	<p>② 管理組合情報照会機能の利用方法</p> <p>担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会するものとします。なお、担当者または責任者が、管理組合情報照会機能の利用により管理組合にかかる当行所定の情報を照会することができるのは、当行所定の期間内に限られるものと</p>

		ます。
4(5)③	—	<p>③ パスワード初期化機能の利用方法</p> <p>担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のパスワードを初期化することを当行に申請するものとします。なお、管理組合の理事長または担当理事の依頼の有無にかかわらず、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）がパスワード初期化機能を利用することにより、当該理事長または担当理事のパスワードを初期化することを当行に申請することになります。これにより当該理事長または担当理事のパスワードが初期化され、当該理事長または担当理事は、それ以前に利用していたパスワードを利用できなくなります。</p>
4(5)④	—	<p>④ ログイン ID 通知機能の利用方法</p> <p>担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事に対して当該理事長または担当理事のログイン ID を通知することを当行に申請するものとします。なお、管理組合の理事長または担当理事の依頼の有無にかかわらず、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）がログイン ID 通知機能を利用することにより、当該理事長または担当理事に対して当該理事長または担当理事のログイン ID を通</p>

		<p>知することを当行に申請することになります。これにより当該理事長または担当理事のログイン ID が当該理事長または担当理事に対して当行所定の方法により当行から通知されることになります。</p>
4(7)①	—	<p>(7)組合新規申込 Web 入力機能</p> <p>① 組合新規申込 Web 入力機能の内容</p> <p>組合新規申込 Web 入力機能とは、担当者または責任者が占有・管理する端末の操作により、管理組合による管理組合側サービスの利用の申込に当たり、当該管理組合に代わり、当該管理組合が当行に提出する管理組合側サービス申込書の記載事項のうち当行所定の範囲のものを当行所定の方法により入力すること、当該入力内容を当行所定の方法により当該管理組合の理事長と連携すること、当該管理組合の理事長により追加的な入力が行われ、確認された後、管理会社に連携された当該管理組合側サービス申込書を印刷することその他の管理組合による管理組合側サービス申込書の作成に関する事務を当行所定の方法により支援することができる機能をいいます。</p> <p>なお、契約者は、担当者または責任者による組合新規申込 Web 入力機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により担当者または責任者を登録するものとします。</p>
4(7)②	—	<p>② 管理組合側サービス申込書の記載事項の入力</p> <p>担当者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合に代わり管理組合側サービス申込書の記載事項のうち当行所定の範囲のものを当行所定の方法により入力するものとします。責任者は、前記</p>

		<p>3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、担当者により入力された管理組合側サービス申込書の記載事項のうち当行所定の範囲のものの内容を確認および確定するものとします。なお、担当者および責任者は、自らの責任において当該入力された管理組合側サービス申込書の記載事項の内容の真実性、正確性、完全性および最新性を確保するものとし、その内容が真実、正確、完全または最新でなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は、当該管理組合側サービス申込書の記載事項の内容の真実性、正確性、完全性および最新性等について何ら確認する義務を負わないものとします。</p>
4(7)③	—	<p>③ 管理組合の理事長に対する入力後の管理組合側サービス申込書の連携</p> <p>当行は、担当者により入力され、責任者により確認および確定された管理組合側サービス申込書の記載事項のうち当行所定の範囲のものを、当該管理組合側サービス申込書において特定される管理組合の理事長に対し、当行所定の方法により連携するものとします。</p>
4(7)④	—	<p>④ 管理組合側サービス申込書の印刷</p> <p>管理組合の理事長により管理組合側サービス申込書の記載事項のうち追加的に入力に要する当行所定の範囲のものが入力され、当該記載事項の入力内容全般が確認（修正する必要がある入力内容を修正することを含みます）された後、当行所定の方法により契約者に連携された場合には、契約者の担当者または責任者は、当該管理</p>

		組合側サービス申込書を印刷するものとします。
4(7)⑤	—	⑤ 印刷後の管理組合側サービス申込書の取扱 前記 4.(7)④の印刷後の管理組合側サービス申込書が、管理組合の理事長の届出印により押印された上、当行に交付された場合には、当該管理組合のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に管理組合側サービスの利用の申込を行ったものとみなされるものとします。
8(2)⑤	⑤契約者が当行との取引約定に違反した場合、契約書による本サービスの利用に影響を与える法令・規則等の制定・改定等があった場合等、当行が本サービスの利用停止または本利用契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合	⑤契約者が当行との取引約定に違反した場合、契約者による本サービスの利用に影響を与える法令・規則等の制定・改定等があった場合等、当行が本サービスの利用停止または本利用契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合